

会員各位

本会の投稿規程に定めているとおり、会誌「材料」に掲載された論文等の記事（以下では記事とします）の著作権は本会に属します。そのため、記事の全部または一部を他の出版物で利用する際には、事前に本会へ転載許可を申請して頂く必要があります。

このたび、2016年に「材料」に掲載された記事の一部が、翌2017年に他誌へ掲載されるという事案が発生しました。この事案は、掲載誌の出版社から本会への通報により明らかとなったものです。本会内での調査の結果、記事の転載申請は行われておらず、また当該出版社に対しても本会への転載申請をしていない事実を明らかにせずに、本会に無断で掲載されたものであることが明らかとなりました。該当記事はすでに掲載誌のHPから削除されています。

冒頭で述べたとおり、「材料」に掲載された記事の著作権は本会に属しています。これらの記事は、オープンアクセス方針のもと国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）を通して一般公開されていますが、これを本会に無断で他誌へ転載することは認められておりません。会員の皆様におかれましては、改めて本会の著作権の順守をお願いいたします。

なお、該当記事の著者とは本会代理人を通じた協議を進めてきました。学術成果に関する知的財産権を蔑ろにする今回のような事案に対して、本会としては法的手段も含めた、毅然とした対応を行いたいと考えております。この点につきましても、会員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

公益社団法人日本材料学会